

川口総合文化センター大規模改修に伴う基本設計等委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、川口総合文化センターについて、開館から30年以上が経過し、施設を構成する様々な設備等に劣化が見受けられるため、大規模な機能不全が発生する前に、大規模改修の必要があるため基本設計を行うものである。

また、改修に合わせ、市内文化芸術の高揚をより効果的に実現することを目的として、美術館建設を含めた文化施設の増設について検討が必要であることから、併せて基本調査及び検討を行い、基本計画(案)を作成し、市が当該地で美術館を建設すると判断した場合には、基本設計を行うもの。

この要領は、本業務において、川口総合文化センター大規模改修に伴う基本設計等を行う業者を選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 川口総合文化センター大規模改修に伴う基本設計等委託
- (2) 履行場所 川口市市民生活部自治振興課及び川口市教育総務部文化推進室
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年2月28日まで
- (4) 業務内容 次の資料のとおり
  - ア 川口総合文化センター改修計画書
  - イ 川口市美術館建設基本計画
  - ウ 設計業務委託特記仕様書

## 3 実施形式

公募型プロポーザル形式

## 4 見積限度額

414,054,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 スケジュール

公募開始	令和4年6月27日(月)
施設視察※参加は必須ではありません。	令和4年6月30日(木)午前中予定
参加申込の受付締切	令和4年7月6日(水)
参加資格の確認結果通知	令和4年7月8日(金)
質問事項の受付	公募開始から令和4年7月6日(水)午後5時まで
質問事項の回答	随時回答し、原則7月8日(金)までに自治振興課HPに掲載
プロポーザル提案書等の提出締切	令和4年7月15日(金)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和4年7月25日(月)予定
選定結果の通知	優先交渉権者が決定次第通知
契約締結	令和4年8月上旬予定

## 6 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出期限である令和4年7月6日（水）現在において、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。  
※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 過去10年間に、次の設計業務を主として担当した実績を有すること。
  - ア ホール施設（コンサートやミュージカル等で利用される1000席以上のもの）
  - イ 美術館
  - ウ 特定天井

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 参加申込書等の提出について
  - ア 受付期間は公募開始～令和4年7月6日（水）午後5時まで  
期間外の提出は受け付けない（郵送の場合は書留とし、令和4年7月6日（水）必着とする）。
  - イ 提出方法は、持参又は郵送とする。
  - ウ 提出書類は、参加申込書（様式1-1号又は様式1-2号及び様式2号）及び業務実績（様式3号又は同様の内容記載の任意様式）各1部
  - エ 提出先  
持参：〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 3階 自治振興課執務室  
郵送：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市市民生活部自治振興課
  - オ 「本件責任者氏名、担当者氏名、連絡先」を記載の場合は押印を省略することができる。

(2) 参加資格の審査について

- ア 提出された参加申込書及び業務実績に基づき、資格要件の審査を行う。
- イ 審査後、令和4年7月8日（金）までに、参加の可否を通知する。
- ウ 通知は、参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。

(3) 提案書

次のとおり提出すること。

- ア 受付期間令和4年7月15日（金）午後5時まで  
期間外の提出は受け付けない（郵送の場合は書留とし、令和4年7月15日（金）必着とする）。
- イ 提出方法は、持参又は郵送とする。
- ウ 提出書類は、提案書頭紙1部（様式5号）及び提案書13部（様式6号又は同様の内容記載の任意様式）、見積書1部（任意様式）
- エ 提出先  
持参：〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 3階 自治振興課執務室  
郵送：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市市民生活部自治振興課
- オ 提案書頭紙（様式5号）については、A4縦、提案書（様式6号）又は任意様式については、A4もしくはA3で片面印刷によるものとする。  
なお、複数枚になる場合は、全てホチキス止めし、各ページの下部にページ番号を入れること。  
仕様書及びの記載内容を熟読し、評価基準及び評価基準（採点表）を参考として作成すること。
- カ 見積書のあて先は「川口市長」とし、合計及び積算内訳を記載すること。
- キ 提案書及び見積書は、「本件責任者氏名、担当者氏名、連絡先」を記載の場合は押印を省略することができる。

## 8 質問回答

質問がある場合は、次のとおり行うこと。

- (1) 質問書（様式7号）を次のメールアドレスにメールで送信の上、必ず送信確認の電話連絡をすること。  
川口市市民生活部自治振興課 070.01000@city.kawaguchi.saitama.jp  
なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問受付は、公募開始から令和4年7月6日（水）午後5時までとする。
- (3) 回答は、令和4年7月8日（金）までに、川口市自治振興課のホームページに随時掲載する。  
なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合には、回答しない。

## 9 プレゼンテーション

参加申込みの後、参加可の通知を受けた申込者は次の要領でプレゼンテーションを行うこととする。

- (1) 令和4年7月25日(月)実施予定。
- (2) 場所第一本庁舎6階601会議室。
- (3) 参加者の出席者は3名程度とする。
- (4) 説明時間は、15分以内とし、説明後の質疑応答は10分程度を見込む。
- (5) 説明は、事前に提出した提案書を使用して行うものとし、改めて提案書を用意する必要はない。
- (6) その他
  - ア プレゼンテーションは非公開とする。
  - イ 提案説明及び質疑応答については、音声を録音する。

## 10 評価基準及び選定方法

別紙「川口総合文化センター大規模改修に伴う基本設計等委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

## 11 選定結果の通知・公表

- (1) 選定結果は、プレゼンテーション終了後、優先交渉権者が決定次第、次の事項を選定結果通知書(様式9号)で通知するとともに、川口市ホームページに掲載する。
  - ア 通知する者の得点
  - イ 優先交渉権者名と得点
  - ウ その他の参加者の得点一覧

※優先交渉権者に決定されなかった者の名称は非公表とする。

なお、優先交渉権者として決定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

## 12 提出された書類について

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に公開する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

## 13 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免することができる。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、

市が適当と認める場合はこの限りではない。

- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は、川口市契約に関する規則による。

## 14 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10号）を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても、評価を行うものとする。
- (6) 施設視察については次のとおり、受付を行う。
  - ア 参加の場合は、6月29日（水）午後5時までに施設視察希望届（様式11号）を次のアドレスにメールで提出すること。  
川口市市民生活部自治振興課 [070.01000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:070.01000@city.kawaguchi.saitama.jp)
  - イ 6月30日（木）午前9時30分 川口総合文化センター2階インフォメーション前に集合すること。
  - ウ 1者につき、2名までの参加とする。

## 15 問い合わせ先

- (1) 川口総合文化センター大規模改修基本計画について  
川口市市民生活部自治振興課（担当：堀奥・木村）  
電話：048-242-3621（直通）FAX：048-285-0370  
メールアドレス：[070.01000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:070.01000@city.kawaguchi.saitama.jp)
  
- (2) 美術館等文化施設の増設等基本調査並びに基本計画及び基本設計について  
川口市教育総務部文化推進室（担当：藤田・田口）  
電話：048-258-1116（直通）FAX：048-240-0525  
メールアドレス：[070.12000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:070.12000@city.kawaguchi.saitama.jp)